

大阪市一般廃棄物処理基本計画

[改定計画]

平成 25 年 3 月
大阪市

目 次

第1章	計画改定（ごみ減量目標の見直し等）の趣旨	1
第2章	ごみの概況	2
第3章	基本計画	10
I	基本方針	10
II	位置付け	13
III	計画目標	14
IV	目標達成に向けて	18
V	具体的な施策等について	19
VI	ごみの処理	28
VII	適正処理対策	35
VIII	災害対策	36
IX	計画の進行管理	36
X	生活排水（し尿等）処理	36

《おことわり》

記載の数値は、端数処理や表現の関係で一致しない場合があります。

第1章 計画改定（ごみ減量目標の見直し等）の趣旨

高度成長期以降の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、天然資源の枯渇への懸念や生態系の危機、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題等、多岐にわたる地球規模での環境問題を引き起こしています。

大阪市では、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された「持続可能な循環型都市」の構築を目指し、廃棄物等の発生抑制や再使用・再生利用の取組を推進するため、家庭系ごみ減量施策としては、平成6年度から資源ごみ（空き缶・空きびん）、平成17年度から容器包装プラスチックの分別収集を市内全域で実施するとともに、平成18年度には粗大ごみ収集の有料化、平成19年度には分別排出の徹底の観点から中身の見えるごみ袋の導入、平成21年度には資源集団回収活動の活性化等の施策を進めてきました。

また、事業系ごみ減量施策としては、平成5年度から開始した特定建築物の所有者・管理者に対するごみの減量指導や、平成4年度以降数回にわたるごみ処理手数料の見直しによる発生抑制を図るとともに、平成21年度からは焼却工場における搬入物の検査指導の強化に取り組むなど、市民・事業者のみなさんとともに、3R（発生抑制・再使用・再生利用）の取組、特に、上流対策である2R（発生抑制・再使用）の取組を積極的に推進してきました。

こうした施策等の推進に加え、長引く景気の低迷の影響もあり、平成22年度のごみ処理量（焼却処理量）は約115万トンと、ごみ処理量のピークである平成3年度の約217万トンから約102万トンの減量（ほぼ半減）となり、平成22年3月に改定した前「大阪市一般廃棄物処理基本計画」（以下、前「基本計画」という。）の減量目標である「平成27年度のごみ処理量：110万トン」の前倒しでの達成が可能な状況となっています。

しかし、一層のごみ減量を図るためには、これまでのごみ減量施策を引き続き推進することに加え、前「基本計画」に検討すべき施策として掲げた、資源化可能な古紙の分別収集等の紙ごみ対策などの実施が必要です。

こうしたことから、更なるごみ減量・リサイクルの推進に向け、古紙の分別収集や資源化可能な紙類の搬入禁止等の紙ごみ対策などを進め、「平成27年度のごみ処理量：100万トン以下」をめざすこととし、前「基本計画」の減量目標値などについて見直しを行います。

また、安全かつ安定した処理処分体制の維持には、長期的なごみ処理量の見通しが必要不可欠であることから、平成37年度を目途とした将来的なごみ処理目標量として「90万トン」をめざすこととし、その達成に向けた取組の検討にも着手します。

第2章 ごみの概況

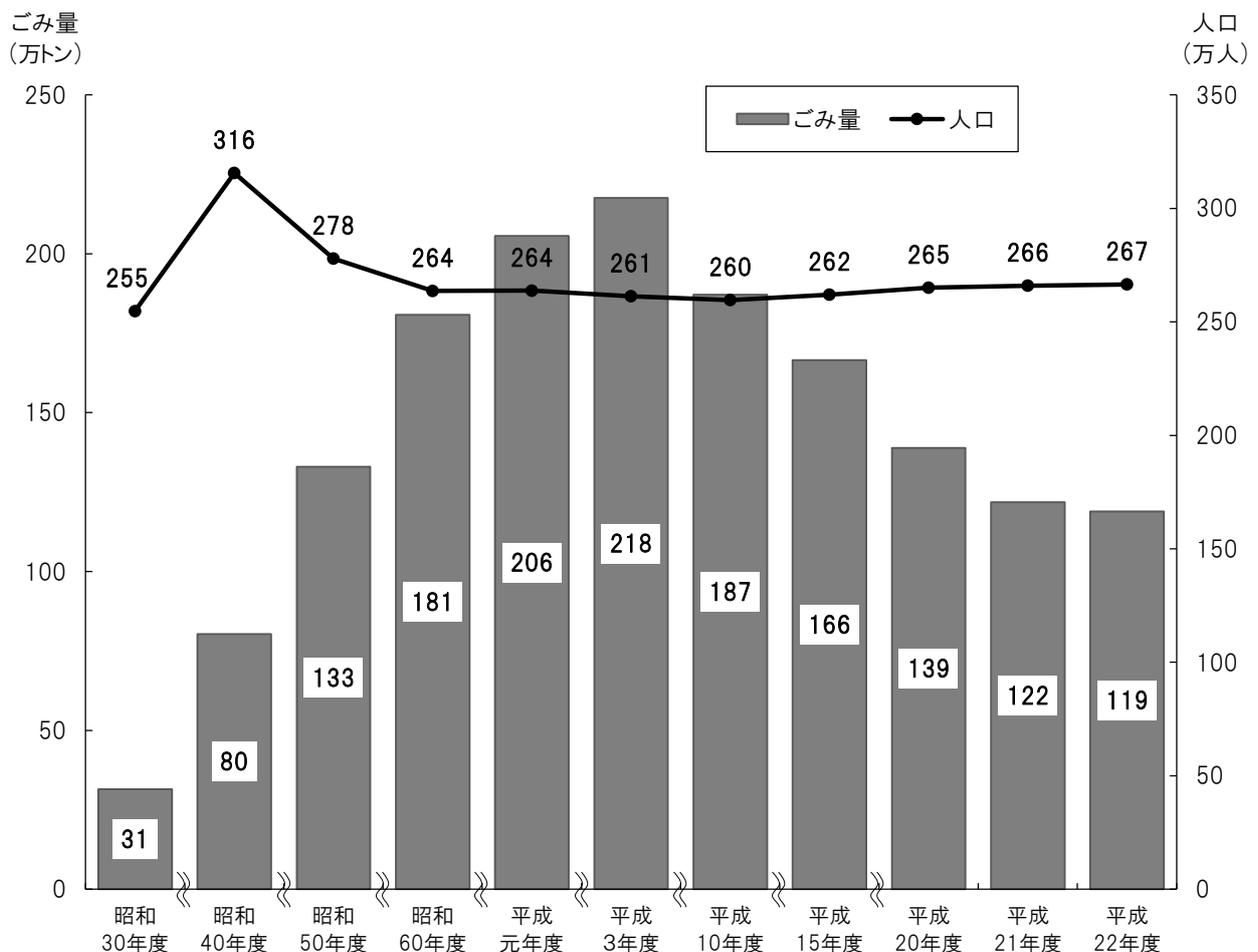
1 ごみ量の推移

大阪市内のごみ量は、平成3年度をピークとして減少傾向を示しています。

昭和40年頃までは、ごみ量と人口（夜間人口）との間に一定相関関係が見られましたが、昭和40年代以降経済活動が活発となり、市民の生活水準も向上すると、大量消費・大量廃棄が社会的風潮となり、市民の生活様式も様変わりし、使い捨て商品の普及等によりごみの急増を招き、平成3年度には昭和30年度のごみ量の約7倍にも達しました。

大阪市では、急増するごみの処理に対応すべく、これまで焼却工場の建設等ごみ処理体制の整備を進める一方で、各種のごみ減量・リサイクル施策を推進してきましたが、近年では、それら施策の浸透や市民・事業者のみなさんの意識の高まりに加えて、長引く景気低迷の影響などもあり、ごみ量の減少が続いています。

<グラフ1> ごみ量と人口の推移

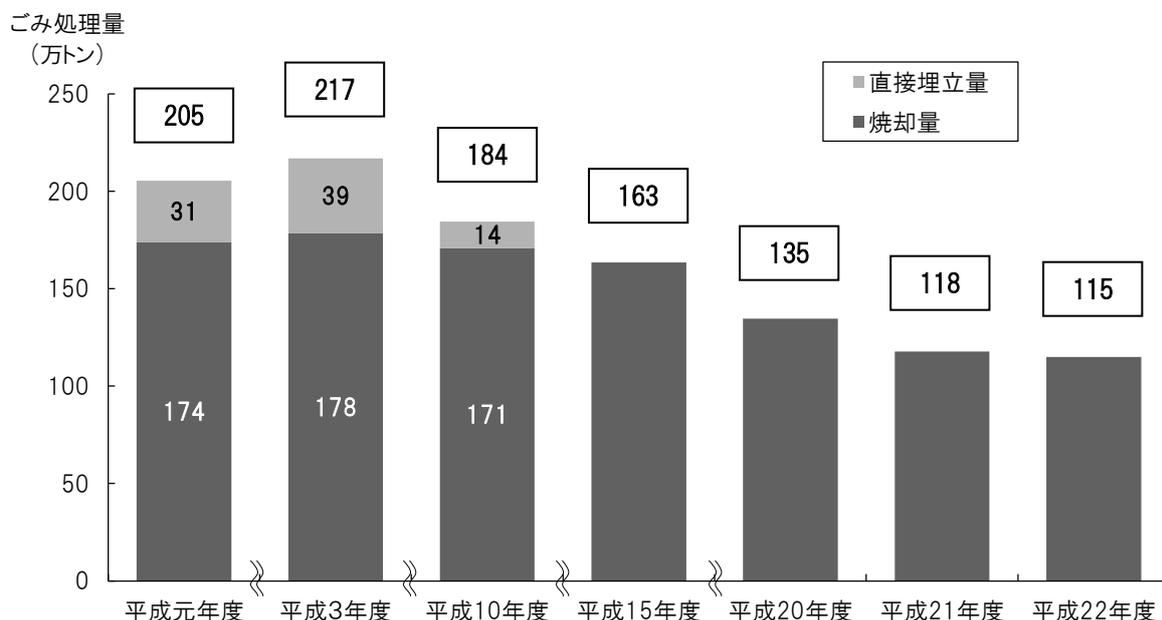


<表1> ごみ量の推移

年度		平成 元年度	平成 3年度	平成 10年度	平成 15年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	
人口		2,637,434	2,613,199	2,596,276	2,619,955	2,650,670	2,659,796	2,665,314	
世帯数		1,038,353	1,059,727	1,141,825	1,218,313	1,289,751	1,305,639	1,317,990	
ごみ 収集 量	家庭系	普通ごみ	63.7	63.7	63.3	56.7	44.2	43.4	41.2
		粗大ごみ	6.0	7.8	7.4	1.8	1.2	1.2	1.1
		資源ごみ	—	0.0	2.7	2.5	2.9	2.7	2.6
		容器包装プラ	—	—	—	0.5	2.3	2.1	2.0
		臨時ごみ	0.7	0.9	0.9	0.8	—	—	—
	計 A	70.4	72.4	74.3	62.3	50.6	49.4	46.9	
	事業系	業者ごみ	120.8	130.6	100.1	91.9	82.7	68.5	68.4
		持込ごみ	11.6	11.9	9.7	9.6	3.2	2.2	2.1
		臨時ごみ	—	—	—	—	0.7	0.3	0.3
	計 B	132.4	142.5	109.8	101.5	86.6	71.0	70.8	
環境系	計 C	2.8	2.7	3.0	2.7	1.7	1.4	1.1	
合計 A+B+C=D+E+F	205.6	217.6	187.1	166.5	138.9	121.8	118.8		
処理 処 分量	資源化 D	0.3	0.8	2.8	3.1	4.3	4.1	4.0	
	焼却 E	173.9	178.3	170.8	163.4	134.6	117.7	114.9	
	埋立	直接埋立 F	31.4	38.5	13.5	—	—	—	—
		焼却灰	43.1	45.3	37.6	33.5	27.0	22.0	21.2
	計	74.5	83.8	51.1	33.5	27.0	22.0	21.2	
資源化の取組	大阪市	—	0.8	3.7	4.0	5.7	5.2	4.9	
	資源集団回収	—	—	—	2.5	3.6	3.6	3.7	
	特定建築物	—	—	13.3	15.8	18.5	19.3	20.5	
	計	—	0.8	17.0	22.3	27.8	28.1	29.1	

注1:単位は、人口は「人」(各年度とも10月1日現在)、世帯数は「世帯」(各年度とも10月1日現在)、ごみ等の量は「万トン」
 注2:「容器包装プラ」は、容器包装プラスチック
 注3:「臨時ごみ」は、平成19年度に「家庭系ごみ」から「事業系ごみ」に区分変更
 注4:「資源化」の量は、資源ごみ・容器包装プラスチックを資源化した量と粗大ごみなどの破砕処理後の金属回収量の和
 注5:「大阪市」の量は、「資源ごみ」、「容器包装プラスチック」、「業者ごみ」中の資源ごみ・容器包装プラスチック収集量と破砕処理後の金属回収量の和
 注6:「特定建築物」の量は、「廃棄物の減量推進及び適正処理に関する計画書」による量

<グラフ2> ごみ処理量の推移



2 ごみ組成の推移

焼却工場に搬入されたごみ組成は次のとおりです。

台所ごみは減少または横ばい傾向にあり、プラスチック類、繊維類は過去 10 年程度において増加傾向にあります。

また、紙類が約 4 割を占めています。

<表 2> ごみ組成の推移

(単位:%)

区分	平成元年度	平成3年度	平成10年度	平成15年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
可燃物	台所ごみ	6.5	5.3	6.4	4.5	5.0	4.8	6.0
	紙類	35.7	43.0	46.5	44.7	38.8	42.5	38.8
	繊維類	5.9	4.0	6.0	8.8	8.5	10.0	10.7
	木草類	5.2	7.7	5.9	10.0	9.6	8.8	8.3
	プラスチック類	20.3	18.6	15.6	14.5	18.5	16.3	17.7
	雑物	11.3	9.4	5.8	4.2	5.8	5.1	5.7
	可燃物計	84.9	88.0	86.2	86.7	86.2	87.5	87.2
不燃物	ガラス	7.1	4.7	5.4	4.3	4.8	3.7	3.7
	石・陶器	2.7	2.6	2.4	2.5	2.1	2.4	2.6
	鉄	3.7	3.4	4.3	4.8	4.8	4.8	5.1
	非鉄金属	1.6	1.3	1.7	1.7	2.1	1.6	1.4
	不燃物計	15.1	12.0	13.8	13.3	13.8	12.5	12.8

注:数字は絶対後の重量百分比

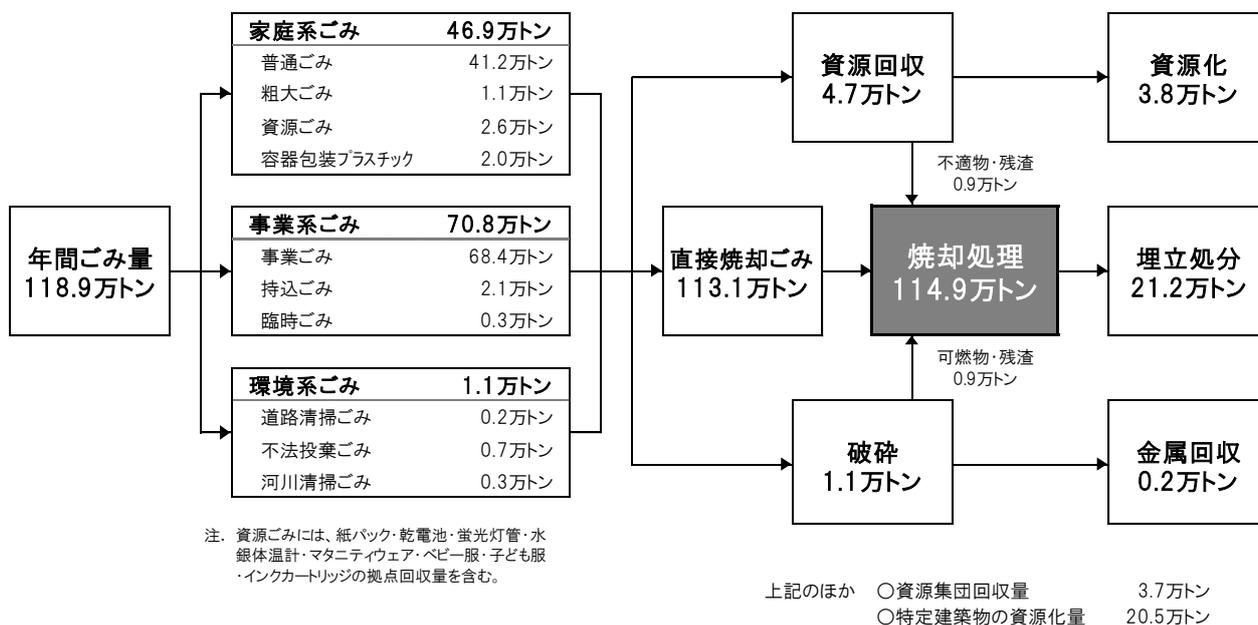
3 ごみ処理状況

平成 22 年度の収集から処理に至るごみ処理の流れは次のとおりです。

平成 22 年度は年間約 115 万トンのごみを焼却処理しました。

<図 1> 平成 22 年度ごみ処理フロー

※各数値は四捨五入しているため、合計があわない場合があります。



4 これまでの取組の概要

大阪市では、前「基本計画」に基づき、循環を基調とした「持続可能な循環型都市」の構築をめざして取組を進めてきました。

(1) 計画目標について

前「基本計画」では、計画目標については平成 22 年度から平成 27 年度の 6 カ年を計画期間とし、ごみ処理量を平成 19 年度実績から 38 万トン減量し、110 万トンとすることなどを目標としました。

平成 22 年度実績では、ごみ処理量並びに最終処分量（焼却灰の埋立量）のいずれの数値も計画目標の達成が目前となり、ごみ処理量は約 115 万トンと計画目標まで約 5 万トン、最終処分量は約 21 万トンと計画目標の 20 万トンまで約 1 万トンとなりました。

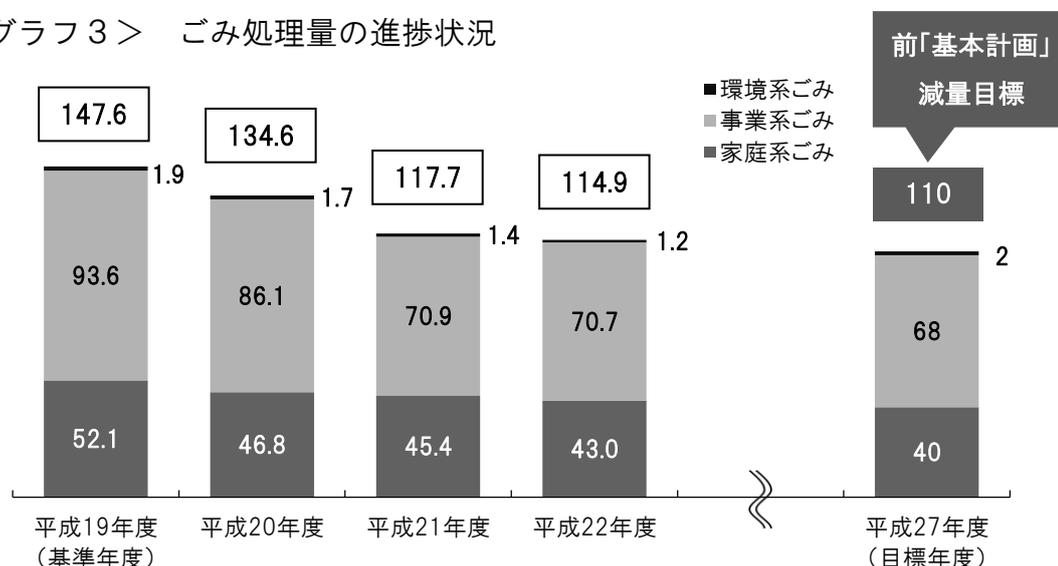
<表 3> 計画目標の進捗状況

(単位:万トン)

	平成19年度 (基準年度)	平成27年度 (目標年度) A	平成22年度 実績 B	進捗状況 B÷A
ごみ発生量	172.8	173.1	171.4	—
家庭系ごみ	59.2	59.4	59.6	—
事業系ごみ	111.6	111.8	109.9	—
環境系ごみ	2.0	1.9	1.9	—
3R推進量(減量化量)	25.2	63.4	56.5	89.1%
家庭系ごみ	7.1	19.2	16.6	86.5%
事業系ごみ	18.0	44.0	39.2	89.1%
環境系ごみ	0.1	0.2	0.7	350.0%
ごみ処理量	147.6	109.7	114.9	95.5%
家庭系ごみ	52.1	40.2	43.0	93.5%
事業系ごみ	93.6	67.8	70.7	95.9%
環境系ごみ	1.9	1.7	1.2	141.7%

注1. 3R推進量(減量化量)の進捗状況は、B÷Aにて算出
注2. ごみ処理量の進捗状況は、A÷Bにて算出

<グラフ 3> ごみ処理量の進捗状況



(2) 実施施策について

前「基本計画」改定以降、ごみ処理目標量 110 万トンの達成に向け、大阪府が実施した主な施策は、次のとおりです。

○ 資源集団回収活動の活性化

各地域での資源集団回収活動の活性化を図るため、平成 21 年度には資源集団回収団体への奨励金等について年間古紙回収量に応じた段階的引き上げ*を実施し、平成 22 年度には市民の利便性向上等の観点から、資源集団回収団体の住民が回収日に各家庭の前に古紙等を出し、資源回収業者が直接回収していく「各戸回収方式」に対応できる再生資源業者を大阪府全域で確保するなどのサポートを行うことで、活動の活性化に努めました。

・ 資源集団回収登録団体数

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
2,373 団体	2,515 団体	2,643 団体

○ 紙パック・乾電池等の拠点回収場所の拡大・情報提供

紙パック・乾電池・蛍光灯管・水銀体温計・インクカートリッジの回収を促進するため、区役所及び本市公共施設に加え、スーパーマーケット等の民間施設等に回収ボックスを設置し、回収場所を拡大しています。

また、平成 21 年度から、こうした回収場所や自主回収を行っている店舗等を紹介する「リサイクルマップ」を作成し、ホームページに掲載（店舗情報等は適宜、更新しています）しています。

・ 拠点回収場所

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
444 カ所	470 カ所	507 カ所

○ 「事業系廃棄物の適正区分・適正処理の推進」の取組

ごみ処理量の約 6 割を占める事業系ごみの減量を図るため、焼却工場への搬入物のチェックを強化し、産業廃棄物などの搬入不適物が発見されれば、収集業者から事情聴取のうえ指導を行うとともに、ごみを排出した事業者に対しては、事業系廃棄物適正処理啓発指導員が個別に適正な処理ルートに誘導、適正処理方法の啓発と指導を行うなど、事業系ごみの適正区分・適正処理を推進しています。

・ 検査台数

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
39,238 台	72,671 台	107,943 台

・ 排出事業者指導件数（再指導、排出状況確認調査含む）

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
1,287 件	1,290 件	1,585 件

※各年度とも、指導対象事業者への指導を全件実施

○ ごみ処理手数料等の改定《平成 24 年 4 月 1 日施行》

大阪市では、事業系ごみの減量・リサイクルを促進し、受益と負担の適正化を図るため、事業系ごみの処理にあたって徴収しているごみ処理手数料等を改定しました。

□改定内容

・ごみ処理手数料

	取扱区分		単位	改定前	改定後
一般廃棄物 (粗大ごみ、し尿、 犬・猫等の死体等 を除く)	1 月以上継続 するもの	毎日（収集を行う日に限る。） 収集するものの処理（廃棄物空 気輸送施設によるもので、1 日 平均の排出量が10kg未満の処理 を除く）	10kgまで ごとに	240円	270円
		1 日の平均排出量が10kg以上 のものの処理で上記以外のもの		180円	210円
	臨 時 の 処 理		50kgまで ごとに	1,200円	1,350円
	焼却工場へ搬入したものの処分		10kgまで ごとに	58円	90円

・ごみ排出量の認定方法（大阪市がごみを収集する場合）

大阪市が排出事業者から申出を受けてごみの収集を行う場合、ごみ量の認定については、ごみの平均比重を用いてごみ袋等の容積からごみの重さを算出していますが、このごみの平均比重を「3分の1」から「5分の1」に変更しました。

【例】45ℓあたり

改定前：15 kg ⇒ 改定後：9 kg

○ 「大阪市循環型社会形成推進条例」の制定《平成 24 年 4 月 1 日施行》

循環型社会の形成にあたって、大阪市の基本的な理念を定め、大阪市、市民、事業者の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めました。

市民、事業者、大阪市がそれぞれの立場から、ごみの減量やリサイクル等を自主的、積極的に行い、また大阪市の施策に協力していただくことで、循環型社会を作り上げていくことをめざします。

また、リサイクル等を促進するため、循環的利用推進物についても指定しました。

□循環的利用推進物

- ・アルミ缶、スチール缶
- ・ペットボトル
- ・資源化可能な古紙類（新聞紙、雑誌、段ボール、OA紙等）

○ ごみ減量・リサイクルの実践に向けた働きかけ

「ごみ減量市民フォーラム」の開催や「レジ袋削減協定」の締結など、

* 資源集団回収団体への奨励金等の段階的引き上げ（6ページ）

資源集団回収団体への奨励金等を、回収量に応じて段階的に引き上げるにより、古紙等の回収量の増加を図る。

年間古紙回収量に応じた奨励金等の金額（従来）1.5円/キログラム ⇒（改正）平成 21 年 4 月 1 日より「15 トンまで：1.5 円/キログラム」「15 トンを超え 30 トンまで：2 円/キログラム」「30 トンを超えた回収量：3 円/キログラム」ただし、古紙再生品や奨励金の支給上限額は 70 万円。

市民・事業者の参加により、ごみ減量やリサイクルを身近な取組として働きかける施策を実施しました。

《主な取組》

◇ 「ごみ減量市民フォーラム」の開催

大阪市のごみ減量について考え、実践につなげる手立ての議論を深めるために、市民・事業者・NPOの参加のもと開催しました。

- ・平成21年度 開催回数：4回 参加者数：725名
- ・平成22年度 開催回数：6回 参加者数：1,259名
- ・平成23年度 開催回数：5回 参加者数：1,165名

◇ 「ごみとリサイクルの流れ見学会」の開催

ごみ分別の必要性や大阪市のリサイクルの流れについての理解を深めていただくため、ごみ焼却工場やリサイクル施設等の見学会を開催しました。

- ・平成21年度 開催回数：13回 参加者数：416名
- ・平成22年度 開催回数：15回 参加者数：434名
- ・平成23年度 開催回数：15回 参加者数：397名

◇ 「大阪市におけるレジ袋削減に関する協定」の取組

平成21年12月12日に5事業者・1市民団体、また、平成23年度には3事業者、平成24年度には1事業者を加えて、9事業者・1市民団体と「大阪市におけるレジ袋削減に関する協定」を締結するとともに、協定締結事業者・市民団体とともに啓発イベント「お買い物にはマイバッグを!!」を開催しました。

- ・イベント開催回数

平成22年度：8回 平成23年度：5回

◇ 「事業者リサイクルコンテスト」の実施

事業者による自主的なごみ減量・リサイクルの取組を促進するため、コンテストを実施し、優秀な取組を顕彰しました。

- ・平成21年度 応募件数：12組 表彰件数：5組
- ・平成22年度 応募件数：9組 表彰件数：6組

◇ 「ごみ減量・リサイクル情報サイト」の開設

インターネットを効果的に活用し、ごみ減量・リサイクルの取組への理解を深めていただけるよう情報発信を行いました。

- ・アクセス数

平成21年度	平成22年度	平成23年度
69,674件	115,091件	113,860件

(10～3月)

- 「廃棄物減量等推進員」と連携したごみ減量・リサイクルの推進等地域における自主的なごみ減量・リサイクル活動を推進するリーダー

の役割を担う「大阪市廃棄物減量等推進員（愛称：ごみゼロリーダー）」（以下、「ごみゼロリーダー」という。）*と連携し、「ごみ減量アクションプラン」の普及啓発、資源集団回収活動の促進やガレージセールの開催など、ごみ減量・リサイクルの取組を、積極的に推進しました。

○ その他

これまでの継続した取組として、「ごみ減量強化月間」や「ごみ減量キャンペーン」、また「区民まつり」での啓発など地域等における各種イベントに参加し、ごみ減量・リサイクルの普及啓発に努めました。

5 現状における課題と今後の方向性

大阪市ではこれまで、市民・事業者のみなさんとともに様々なごみ減量・リサイクルの取組を積極的に推進してきました。その結果、平成 22 年度のごみ処理量は約 115 万トンと、ピーク時（約 217 万トン）から約 102 万トンの減量となりました。しかし、依然として政令指定都市の中で最もごみ処理量が多い状況となっています。

この要因として、家庭系ごみについては、現在、普通ごみ、資源ごみ、容器包装プラスチック等の分別収集品目となっていますが、他都市と比較すると古紙等の資源化可能物の分別収集品目が少ないことなどが考えられます。また事業系ごみについては、焼却工場等に搬入される産業廃棄物の排除は、搬入物検査の強化等により一定進んでいるものの、紙類を中心とした資源化可能物が搬入されていることなどが考えられます。

こうしたことから、大阪市は今後、資源化可能物のリサイクルをより一層推進し、ごみ減量を図っていくこととしています。

一方、ごみ処理事業にかかる経費の削減についても、これまでの市政改革の取組による収集輸送業務の効率化や粗大ごみ収集業務の一部民間委託化の実施、また、職員の退職者不補充による人員削減等、コストを意識した効率的な事業運営を行うなど、経費削減に努めてきました。

今後、新しい大都市制度の構築に向けて、基礎自治体としての処理責任を果たしつつ、業務遂行の一層のコスト削減と効率化を図るため、スピード感を持って経営形態の抜本的改革を進めることとしています。

***大阪市廃棄物減量等推進員（ごみゼロリーダー）**

地域においてごみの減量・リサイクルを推進するリーダーです。

概ね各振興町会に 1 名、約 4,000 名の方々に委嘱し、大阪市と協働し、市民のみなさんに対する「ごみ減量アクションプラン・市民の行動メニュー」の啓発や地域での自主的な減量・リサイクル活動の実施に取り組んでいただいています。

第3章 基本計画

I 基本方針

大阪市では、「地球環境の保全」「限りある天然資源の有効利用」といった観点から、これまでも循環を基調とした「持続可能な循環型都市」の構築をめざして、様々な取組を進めてきました。

近年、ごみ処理量は減少していますが、環境問題の解決には、ごみの発生そのものを抑制し、再使用・再生利用を促進していかなければなりません。

そのためには、私たち一人ひとりがこれまでの生活のあり方を見つめ直し、自主的かつ積極的にごみ減量・リサイクルに取り組んでいくことが重要です。

大阪市では、これまで、市民・事業者のみなさんとともに「3R」、特に上流対策として「2R」の取組を推進してきました。

本「大阪市一般廃棄物処理基本計画」（以下、本「基本計画」という。）においても、これまでの理念を踏襲し、行政として率先して取組を進めるとともに、ごみ減量の主役であり実践者である市民・事業者のみなさんとの連携による取組を進めることとしています。

なお、本「基本計画」は、次の5つの基本方針に基づいて、施策を推進することとしています。

1 3Rの推進

3R（スリーアール）とは、ごみ減量・リサイクル推進のためによく使われる言葉で、ごみの減量のための取組である、

「発生抑制」＝ Reduce(リデュース)・・・ごみを出さないようにする

「再使用」＝ Reuse(リユース)・・・使えるものは何度も使う

「再生利用」＝ Recycle(リサイクル)・・・ごみとせず資源として利用する

の、英語の3つの頭文字“R”をとって使われています。

大阪市は、これら3つの“R”*の取組を推進しますが、できるだけ新たなエネルギーや天然資源、コストを投入せずにごみ減量を進めるという観点から、特に優先課題とされる上流対策の2R、つまり Reduce(リデュース)＝発生抑制、Reuse(リユース)＝再使用 の取組を積極的に推進します。

更に、抜本的な改革によるコスト削減等を図った上で、新たなごみ減量施策、例えば家庭系ごみの有料化などの施策や、焼却工場に搬入する際のごみ処理手数料の改定等の経済的な手法を用いた減量施策についても検討する必要があると考えており、市民・事業者のみなさんとコミュニケーションを図りながら制度設計を進めます。

*3つのR（アール）

ごみ減量、エコ活動に“R”はよく使われます。その使い方や表記（主に英語）は様々で、ここに掲げる3R以外にも、3Rに“Refuse”（＝不要なものを買わない・もらわない）や“Repair”（＝修理しながら長く使う）を加えて5Rと使われたり、また、同じ5Rでも違う言葉が使われるなど、様々に活用されています。

本基本計画では、国をはじめ一般的に使われている、リデュース・リユース・リサイクルの3Rを使用します。

2 市民・事業者との連携の推進

ごみ減量・リサイクルの主役であり実践者は、市民・事業者のみなさんです。

大阪市は、積極的に情報を発信するとともに、市民・事業者のみなさんとの連携・コミュニケーションの活性化に努めて取組を進めます。

また、昼夜間人口比率の高さなど大阪市の特性を踏まえて、住民、法人市民だけでなく、市外からの通勤・通学者や観光者等「多様な市民」への啓発と連携も進めます。

3 民間化・広域化の推進

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）では、市町村はその区域内の一般廃棄物の処理責任を負うことが位置付けられています。

新しい大都市制度の構築に向けて今後もこの責任を果たしつつ、一層のコスト削減と効率化をめざして「民でできることは民へ」「広域化による更なる効率化」といった方針に基づき、ごみ収集輸送・処理処分の経営形態の見直し*を進めます。

4 適正処理の推進

市民・事業者のみなさんと連携した3Rの取組を進めた上で、最終的に排出されるごみについては適正な処理処分を行うことが必要であり、そのための安全かつ安定した処理処分体制の維持と環境負荷の低減に努めます。

5 環境への配慮

3Rの推進による資源の循環利用を通じて、温室効果ガスの排出を抑制することが緊急かつ重要な課題となっています。ごみ減量・リサイクルの推進にあたり環境への影響に十分配慮するとともに、ごみの収集輸送、中間処理、最終処分といったあらゆる過程において、環境負荷の低減に努めます。

また、焼却余熱による発電など、エネルギーの有効利用に努めます。

*ごみ収集輸送・処理処分の経営形態の見直し

一般廃棄物に係る収集輸送・処理処分事業については、平成24年6月19日の大阪府市統合本部会議において、ごみ収集輸送事業では事業の民間化と現業職員の非公務員化、ごみ焼却処理事業では工場稼働体制の見直しと一部事務組合の設立を進めることが確認されたことから、その後も見直しに係る具体的な取組を進めてきた。

現在の経営形態変更の工程・進捗状況については次頁のとおり。

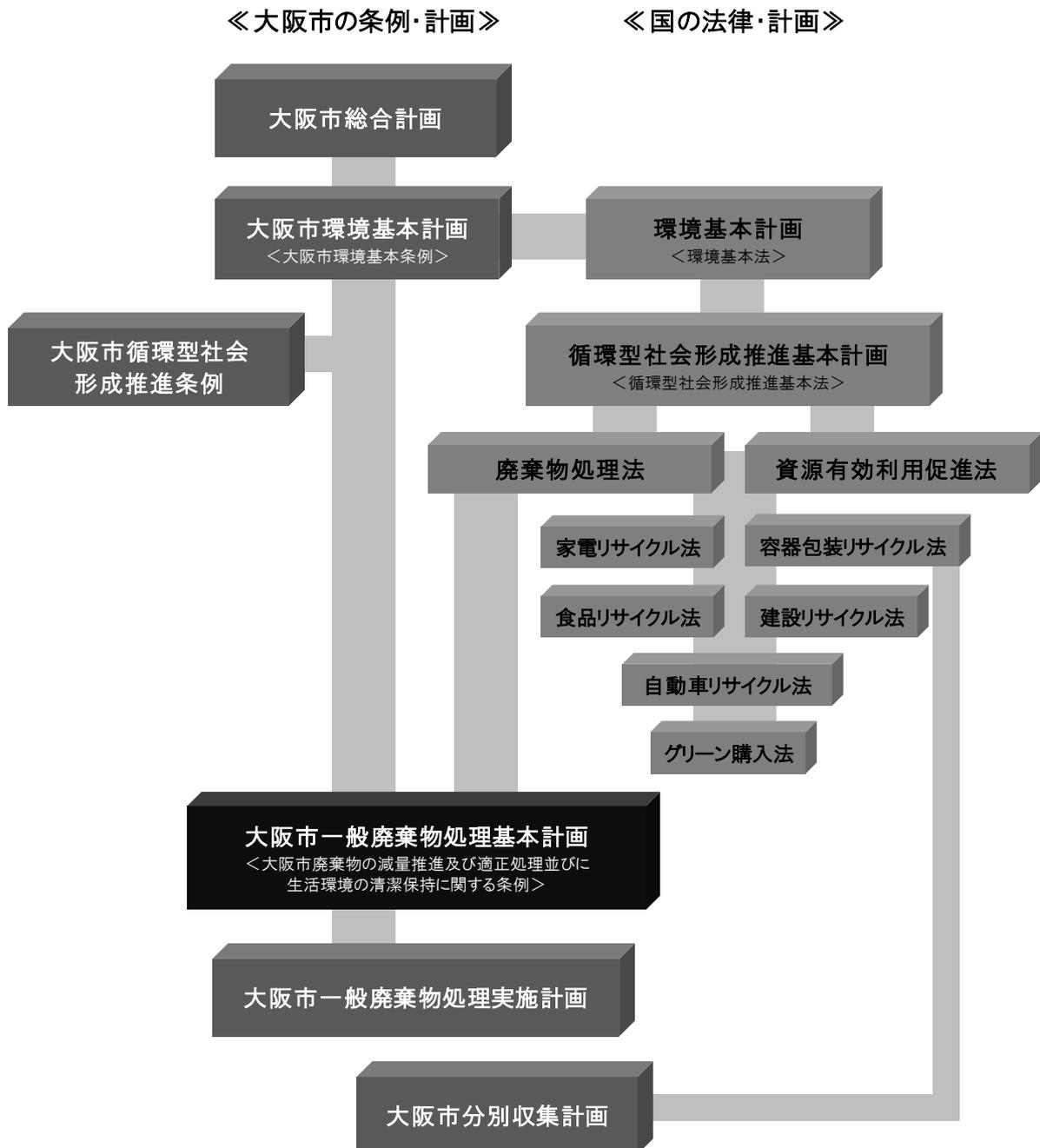
<p>A項目：一般廃棄物</p>			
<p>基本的方向性</p>	<p>24 年度の取組み</p>		
<p>○ ごみ収集輸送事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受皿組織設立時に現業職員を移管し、非公務員化を図る。 ・その後、業者育成を図りつつ民間委託も拡大し、5～10 年程度で完全民間化（市場開放・競争化）を図る。 <p>○ ごみ焼却処理事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ量の推移に基づき、工場稼働体制を早渡し、民間運営や民間委託を推進する。（9 工場体制から 6 工場稼働体制へ） ・今後の焼却工場の建設にあたっては民間企業の参画を得る DBO 方式（※）等を活用。 （※）DBO 方式：公社が資金調達を行い、民間事業者が施設を設計・建設及び契約で定められた期間中、維持管理・運営等をする方式。 <p>・当面、府域における「広域化計画」に沿ったブロック単位（大阪ブロック＝大阪市、八尾市、松原市）で、ごみ処理体制（一部事務組合）を構築する。</p>	<p>《24 年度の取組み（詳細）》</p> <p>○ ごみ収集輸送事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「家庭系ごみ収集輸送事業の経営形態に係るプロジェクトチーム（以下、PT）」を設置するとともに、民間企業経営や労働法労務等法律問題の専門家にも外部アドバイザーとしてご参画いただき、意見や助言を求める。 ・検討を進めるにあたっては、潜在的な市場参加者に対して、事前に意見や提案を求めるなど対話を通じた市場調査手法である「マーケット・サウンディング」を実施し、平成 24 年 12 月にその結果を取りまとめ。 ・平成 25 年 1 月に「経営形態の変更に係る方針（案）」を取りまとめ。 ・市会での議論等を経たうえで、平成 25 年 3 月中に「経営形態の変更に係る方針」の決定。 ・円滑な身元移管のため、人事制度、分限処分、退職金加算などについて、人事室と協議を行っている。 <p>○ ごみ焼却処理事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八尾市、松原市と協議を進め、一部事務組合設立にあたっての具体的な課題を検討する。課題を整理し、基本的な考え方を合意した上で、各市で構成する設立準備委員会を設置する。 <p>＜主な検討課題＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業に関わる事項 … 一部事務組合で共同処理する事業の範囲、対象とする区域とごみの種類、焼却工場の整備・配置計画 等 組織に関する事項 … 事業規模に合わせた職員の配置、勤務条件や身分移管の方法、議会の議員定数 等 経営に関する事項 … 各構成市の負担金の受付け台 等 ・森之宮工場停止 		
<p>《これまでの進捗状況（平成 24 年 12 月現在の到達点）》</p> <p>○ ごみ収集輸送事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8 月～12 月に PT 会議を 10 回開催し、「マーケット・サウンディング」を実施するなど議論・検討を進めた。 ・「経営形態の変更に係る方針（案）」において、民間出資の新会社（株式会社）を設立すること、新会社の設立主体となる事業者を公募・選定すること、本市現業職員を受け入れを前提とすること、新会社との間で 5 年間は業務委託契約（5 年経過後は完全民間開放）による競争入札を行うことなどを取りまとめた。 <p>○ ごみ焼却処理事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8 月 9 日に「ごみ処理広域化大阪ブロック会議」を開催し、八尾市、松原市に対して、本市の基本方針を説明し、一部事務組合設立に向けた主な検討課題（左記のとおり）を示して、協議（6 回開催）を進めてきた。 ・12 月 27 日に、3 市の担当部局で「平成 26 年 7 月を目途に一部事務組合を設立すること」「平成 25 年度に予算を確保した上で、一部事務組合の事業開始に必要な準備を行うこと」などの内容について確認書を締結した。 <p>《課題と解決方策（見直し）》</p>	<p>備考</p>		
<p>今後の取組み（工程）</p>	<p>25 年度（詳細）</p> <p>○ ごみ収集輸送事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新会社の設立主体となる事業者の公募に向けた具体的な制度設計の実施（間接部門を含む組織体制、委託額等に係るモデルを確定してのコスト分析、環境事業センター等に係る資産調査等の実施） ・平成 25 年 11 月頃を目処に公募を開始し、平成 26 年 2 月頃を目処に事業者を選定 <p>○ ごみ焼却処理事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設立準備委員会の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・一部事務組合の詳細を協議（組合議会、組合組織、勤務条件等） ・平成 25 年 9 月頃までに提案や案例書の作成・設立申請等の手続き 等 	<p>26 年度</p> <p>○ ごみ収集輸送事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新会社の設立及び現業職員の移管（非公務員化）以降、当該新会社による家庭系ごみ収集輸送事業の遂行 <p>○ ごみ焼却処理事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部事務組合へ移行 ・大正工場停止 	<p>27 年度</p> <p>○ ごみ収集輸送事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、新会社による家庭系ごみ収集輸送事業の遂行 <p>○ ごみ焼却処理事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住之江工場停止 → 6 工場稼働体制へ ・新たな大都市制度に際し、一部事務組合の組織変更

II 位置付け

本「基本計画」は、「廃棄物処理法」第6条並びに「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」（以下、「条例」という。）第14条に基づき策定します。

大阪市の条例・関連計画や国の法律・計画との関係は概ね次のようになります。

<図2> 「大阪市一般廃棄物処理基本計画」と関連計画等との関係



Ⅲ 計画目標

本「基本計画」の計画目標は、これまでも実施してきたごみ減量施策の推進に加え、新たに古紙の分別収集等の紙ごみ対策の実施などにより、

平成 27 年度の年間ごみ処理量：100 万トン以下

とします。

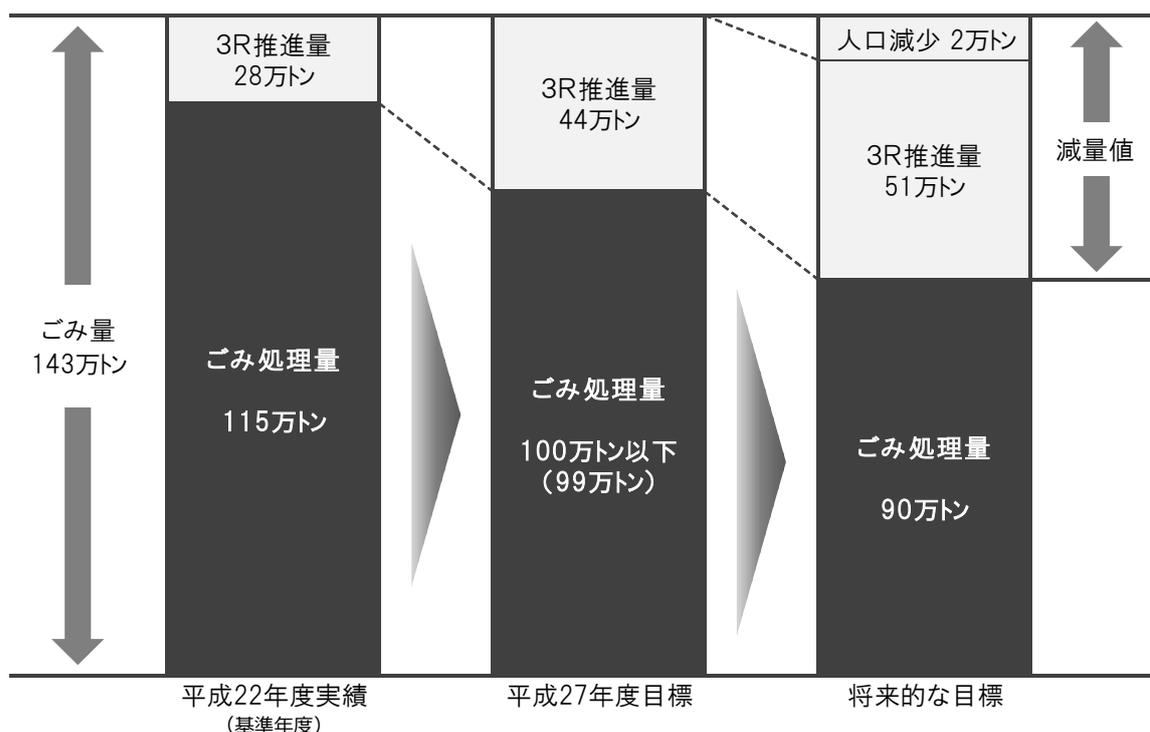
ただし、安全かつ安定した処理処分体制の維持には、長期的なごみ処理量の見通しが不可欠であることから、平成 37 年度を目途とした将来的なごみ処理目標量として「90 万トン」をめざすこととし、その達成に向けた取組にも着手します。

1 ごみ量の将来見通し

ごみを減らすには、市民・事業者のみなさん、そして行政（大阪市）のごみ減量の取組が必要です。また、人口の増減や社会経済状況によってもごみ量は増減します。

本「基本計画」では、前「基本計画」のごみ量の将来予測の考え方を基本としつつ、平成 22 年度ごみ量を基準に今後の人口変化等の影響を加味しながら、平成 27 年度及び将来的な「ごみ量」を予測しています。次に、そこから今後実施を予定しているごみ減量・リサイクル施策の効果〔3R 推進量（減量化量）〕を差し引いて、大阪市として最終的に適正処理しなければならない量〔ごみ処理量〕を推計し、計画目標としています。

<図 3> 計画目標

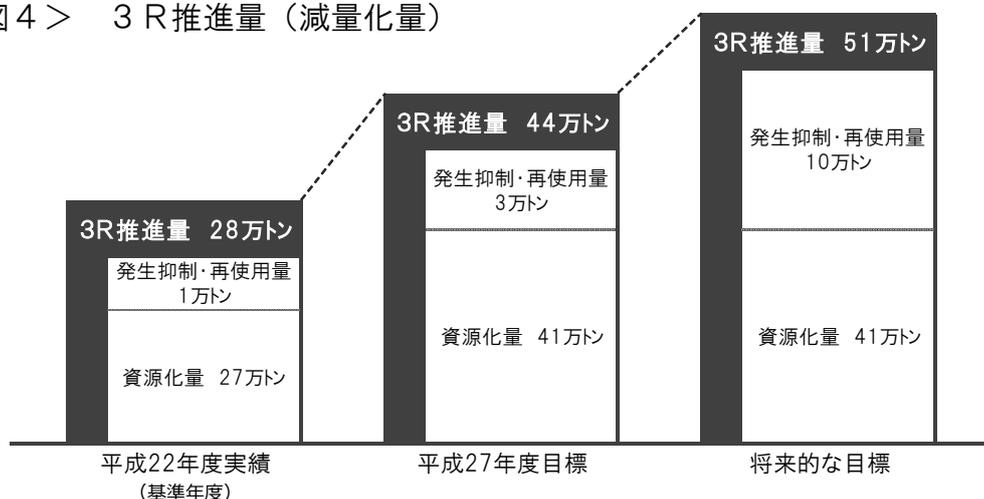


2 計画量

(1) 3R推進量（減量化量）

市民・事業者のみなさんと連携して3R（2Rを優先）の取組を推進し、3R推進量（減量化量）の向上をめざします。

＜図4＞ 3R推進量（減量化量）

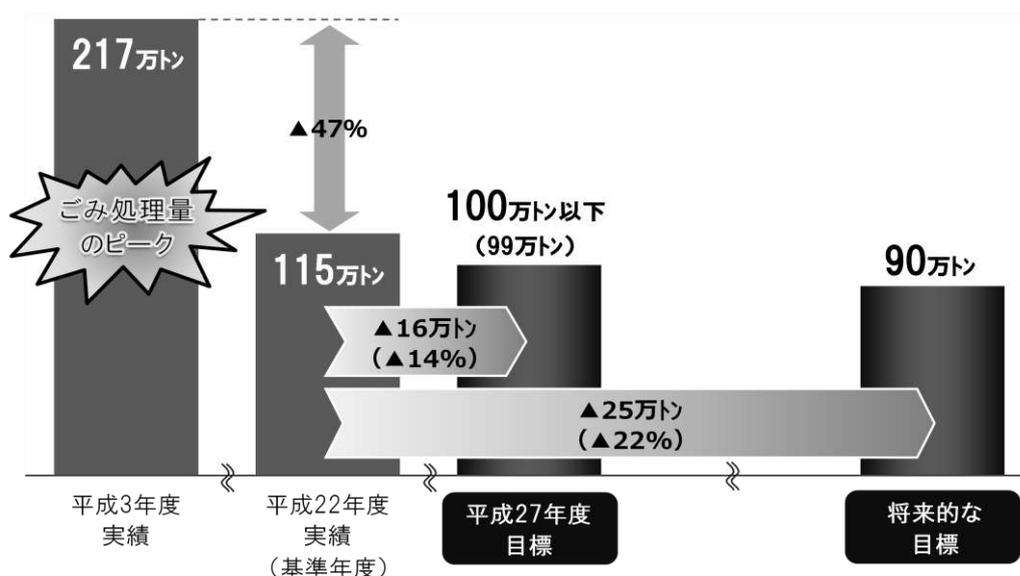


(2) ごみ処理量

本「基本計画」では、より一層のごみ減量・リサイクルに向け、平成27年度の年間ごみ処理量を100万トン以下に、また、将来的には年間ごみ処理量90万トンに減量することを計画目標とします。

これにより、平成27年度のごみ処理量は平成22年度実績から約16万トン（約14%）の減量となり、また、ピーク時の平成3年度の実績（217万トン）の半分以下のごみ処理量となります。また、将来的には平成22年度実績から約25万トン（約22%）の減量となり、平成3年度実績から約127万トン（約59%）の減量となります。

＜グラフ4＞ ごみ処理目標量



<表4> 計画量の一覧〔(1)から(2)のまとめ〕

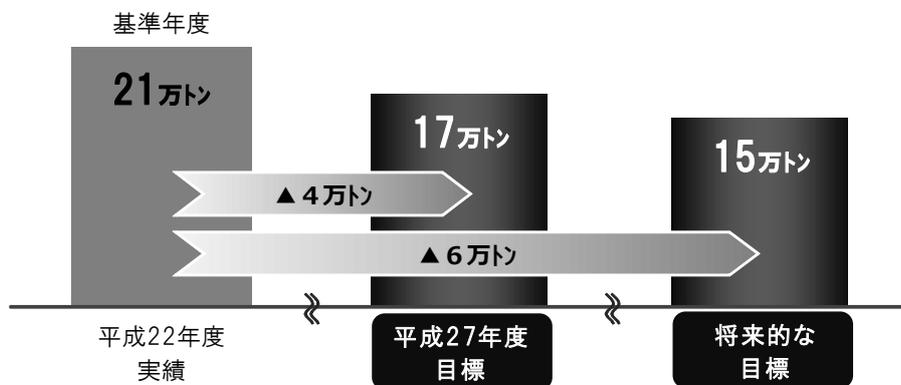
(単位:万トン)

	平成22年度 (基準年度) A	平成27年度 (目標年度) B	増減	
			B-A	B÷A
ごみ発生量	143	143	0	100.0%
家庭系ごみ	51	50	▲ 1	98.0%
事業系ごみ	91	92	1	101.1%
環境系ごみ	1	1	0	100.0%
3R推進量(減量化量)	28	44	16	157.1%
家庭系ごみ	8	13	5	162.5%
事業系ごみ	20	31	11	155.0%
環境系ごみ	0	0	0	—
ごみ処理量	115	99	▲ 16	86.1%
家庭系ごみ	43	37	▲ 6	86.0%
事業系ごみ	71	61	▲ 10	85.9%
環境系ごみ	1	1	0	100.0%

(3) 最終処分量

最終処分量（焼却処理後の焼却灰の埋立量）の目標については、平成 27 年度は 17 万トン、また、将来的には 15 万トンを計画目標とします。

<グラフ5> 最終処分（焼却灰の埋立）目標量



(4) 焼却余熱による発電

現在のエネルギー情勢を踏まえ、焼却余熱による発電などエネルギーの有効利用を進めます。

また、電力需給の厳しい時間帯に発電出力をシフトするなど取組を実施していきます。

・焼却工場における発電量

平成 21 年度：約 4 億 2 千万 kWh (約 11 万 7 千件の家庭が 1 年間に使用する電力量)

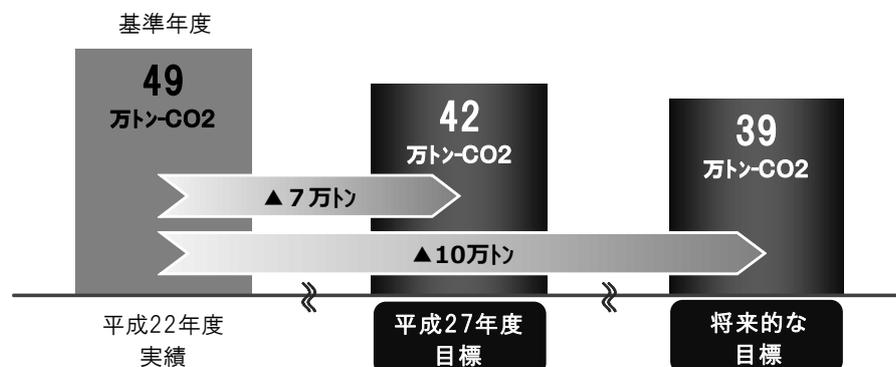
平成 22 年度：約 4 億 5 千万 kWh (約 12 万 5 千件の家庭が 1 年間に使用する電力量)

平成 23 年度：約 4 億 7 千万 kWh (約 13 万 2 千件の家庭が 1 年間に使用する電力量)

(5) 温室効果ガス排出量

「大阪市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕」に基づき、廃棄物処理等事業における温室効果ガス*排出量の削減に努めます。

<グラフ6> ごみ焼却に伴う温室効果ガス排出量（試算）



注1. ごみ焼却による温室効果ガス排出量は、ごみ中のプラスチック量で決まります。平成27年度及び将来の温室効果ガス排出量は、平成22年度の算出方法・実績をもとにごみ焼却量を99万トン及び90万トンとした場合の試算です。

注2. 平成22年度温室効果ガス排出量は、ごみ焼却実績115万トンによる数値です。

3 計画期間

計画期間については、今般の基本計画改定の趣旨を踏まえ、平成24年度から平成27年度までを基本とします。

ただし、前述のとおり安全かつ安定したごみ処理処分体制の維持には、長期的なごみ処理量の見通しが必要であることから、平成37年度を目途とした将来的なごみ処理量も視野に入れたものとします。

*温室効果ガス

大気を構成する気体で、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあります。京都議定書では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF₆)の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっています。

IV 目標達成に向けて

ごみの減量・リサイクルは、「地球温暖化」や「天然資源の枯渇」等、地球規模の環境問題の解決につながる、市民・事業者のみなさんの日々の生活や事業活動と密接に結びついた身近な取組のひとつです。

近年は、中身を補充して繰り返し使用する容器や、より“地球にやさしい”ことをうたった商品が販売されるなど、ごみ減量・リサイクルに配慮した商品の開発・販売などの取組も広がっていますが、何よりも、私たち一人ひとりが意識して取り組まなければ、ごみ減量・リサイクルの推進、環境問題の解決にはつながりません。

大阪市では、前述の「基本方針」に基づき、施策の優先順位を「ごみの発生抑制→再使用→再生利用」としながら、施策の内容が市民・事業者のみなさんにとって、身近でわかりやすく、取り組みやすいものとなるよう工夫するとともに、これまで以上に連携を図っていきます。

また、これまでの施策の点検・強化を、適宜、実施していくとともに、新たに紙ごみ対策等にも取り組みます。

更に今後、ごみ収集輸送事業の民間化、ごみ処理処分事業の広域化・効率化等の抜本的な改革による、より一層のコスト削減等を図るとともに、将来における一層のごみ減量をめざし、家庭系ごみの有料化等の施策についても検討していきます。

V 具体的な施策等について

1 3Rの推進

(1) 紙ごみ対策（資源化可能な古紙の分別収集）等の推進

○ 資源化可能な古紙等の分別収集

大阪市では、家庭から排出される古紙については、資源集団回収により分別してリサイクルに回すよう啓発を行ってきました。

資源集団回収活動は、ごみ減量・リサイクルの推進といった観点に加え、地域のコミュニティにも寄与し、また、行政が古紙の分別収集を実施するよりも経費面で安価となること等から、大阪市としても各戸回収方式による資源集団回収の拡大など、その活性化に取り組んできました。

しかし、家庭系ごみに含まれる資源化可能な古紙は、平成 22 年度の推計量で約 5.1 万トンと、依然として大きな割合を占めており、古紙の資源化によるごみ減量へとつなげるため、家庭から排出される古紙を対象とした分別収集を実施します。

なお、分別排出の状況や資源集団回収への影響等を把握するため、平成 25 年 2 月から北区、都島区、中央区、浪速区、東成区、生野区において先行的に実施し、平成 25 年 10 月から全市域において実施します。

また、古紙と同時に衣類の分別収集についても実施します。

○ 資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止

事業系ごみにおける紙ごみ対策としては、平成 5 年度から実施している大規模建築物等への減量指導等により、資源化量の拡大を図ってきました。

しかし、中小規模事業所における紙類の資源化の取組は十分な状況にあるとは言えず、こうした事業所から排出されるごみに含まれる紙類は、平成 22 年度の推計量で約 8.3 万トンとなっています。

事業系ごみは「廃棄物処理法」により排出事業者処理責任があり、事業者自らが紙類をリサイクルルートに回す取組を促進する観点から、資源化可能な紙類の焼却工場への搬入を禁止します。

なお、実施時期については平成 25 年 10 月からとします。

(2) 環境教育・普及啓発の推進

① 環境教育の推進

○ 小中一貫した内容で作成した副読本「おおさか環境科」を、小・中学校の授業の中で活用するとともに、NPOや企業と連携し、ごみ減量、生物多様性、地球温暖化、都市環境保全など実践的・根幹的な環境教育を進めます。

また、ごみ収集にかかる体験学習を実施する等、ごみの減量・リサイクル、環境についての意識啓発に努めます。

○ 焼却工場等の施設において、学校、振興町会、各種団体等の施設見学

を積極的に受入れるとともに、焼却工場見学コースの一般開放なども行い、ごみ処理事業やごみ減量の取組への理解と協力が得られるよう努めます。

- 地域における環境学習を推進するため、市職員や専門知識のある講師による学習会の開催など、「ごみ・環境問題」についての意識啓発に努めます。

② 普及啓発の推進

- 地域におけるごみ減量・リサイクルを推進するリーダーの役割を担う、ごみゼロリーダーと環境事業センターとの連携のもと、「ごみ減量アクションプラン」の普及啓発やガレージセール企画・開催等を行うほか、市民・事業者・NPOとの連携によるごみ減量・リサイクルの取組を推進します。また、ごみ分別等に関する啓発映像媒体（ビデオ・DVD等）を活用し、ごみゼロリーダーが中心となって地域で自主勉強会を開催することにより、市民の主体的なごみ減量行動を促進します。
- 廃棄物行政の拠点として市民に接する環境事業センターが主体となって、地域におけるイベントでの普及啓発を行うとともに、環境事業センター内の市民啓発コーナーにおいて、情報提供やマタニティウェア・ベビー服・子ども服の展示・提供、分別排出に対する市民意識の向上と分別ルール徹底を図るための啓発指導など、地域の状況に即したごみ減量の働きかけ等を実施します。
- 市民・事業者が多数来場する区役所等に「ごみ減量・3R啓発相談コーナー」を設け、ごみ減量・3Rに関するパネル展示、パンフレット配架、啓発DVDの再生、ごみに関する相談窓口、マタニティウェア・ベビー服・子ども服の展示・提供等の啓発を行います。
- 広報媒体（ビデオ・DVD等）の貸し出しや印刷媒体（ごみの出し方のパンフレット等）の配布、ごみ収集車両広報板の活用等を通じ、「ごみ・環境問題」等についての意識啓発に努めます。
また、ホームページを活用した情報発信や普及啓発の充実に努めます。
- ごみ減量に関する講演会や見学会の開催、「レジ袋削減協定」の締結等、市民・事業者等の参加により、ごみの減量やリサイクルを身近な取組として働きかける様々な施策を展開します。
- 10月を「ごみ減量強化月間」と設定するほか、区民まつり等の場を通じて、広く市民にごみ減量とリサイクルへの理解と協力を求める普及啓発を実施します。

③ 啓発施設等の活用

- 大阪市立環境学習センター（生き生き地球館）・環境事業センター・

焼却工場、区役所等の公共施設を活用した、ごみ減量・リサイクルに向けた取組の啓発等に努めます。

- 環境関連産業の育成・振興を図るため、「大阪環境産業振興センター（おおさかA T Cグリーンエコプラザ）」において関連製品の展示・紹介等を行い、潜在的なニーズを掘り起こし、関連する中小企業の育成・振興に寄与するよう努めます。

(3) 焼却工場搬入ごみの適正化

焼却工場に搬入される産業廃棄物は適正処理ルートへの誘導を図り、資源化可能な紙類については、資源化の促進等の観点から、焼却工場への搬入禁止を実施します。

(4) 排出状況の調査

「大阪市一般廃棄物処理基本計画」の進捗状況等を検証するため、ごみ組成や排出状況等の基礎調査を実施します。

(5) 一般廃棄物及び再生利用対象物保管施設の設置

「一般廃棄物及び再生利用対象物保管施設の設置に関する要綱」に基づき、一般廃棄物及び再生利用対象物保管施設の設置に関する指導及び確認等を行います。

(6) 大阪市役所におけるごみ減量の推進

大阪市は事業者でもあり、その関連施設において「大阪市市内環境管理計画」*に基づきごみの減量・リサイクルに取り組んでおり、平成 23 年 7 月「大阪市環境基本計画推進連絡会」の分科会として新設した「ごみ減量推進分科会」を基盤に、より一層ごみ減量を推進するとともに、資源化可能物のリサイクルに努めます。

(7) 「食品リサイクル法」の普及啓発

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」（以下、「食品リサイクル法」という。）は、食品関連事業者に食品の製造や調理過程で生じる加工残さ、食品の流通過程や消費段階で生じる売れ残りや食べ残し等の食品廃棄物の再生利用等に取り組むことを求め、数値目標も定めています。

また、消費者にも食品廃棄物の削減とリサイクルに努める事業者への協力を求めています。

* 「大阪市市内環境管理計画」

大阪市では、「大阪市市内環境管理計画」を平成 23 年 4 月に策定し、率先して環境に配慮した事務事業の推進に努めています。

大阪市は、食品リサイクル法の趣旨や内容の普及啓発に努め、食品関連事業者の自主的・主体的な取組を促します。

なお、魚あらについては、大阪府魚腸骨処理対策協議会を通じ、民間施設で資源化に努めます。

(8) 事業者団体等との連携等

事業者に対しては、製造・流通・販売といった各段階での自主的なごみの減量・リサイクルと、再使用・再生利用しやすい製品づくりを促すとともに、事業者団体等との連携に努めます。

また、全国都市清掃会議等を通じ、国に対し「拡大生産者責任」*の確立を求めます。

(9) 更なるごみ減量をめざす施策の検討

○ 家庭系ごみの有料化

将来的なごみ減量目標である「ごみ処理量 90 万トン」の達成に向けて、分別排出の推進等による徹底したごみ減量と、ごみ収集輸送事業等の経営形態の抜本的改革による徹底したコスト削減などを図った上での家庭系ごみの有料化について検討を進めます。

○ ごみ処理手数料の見直し等

将来的なごみ減量目標である「ごみ処理量 90 万トン」の達成に向けて、ごみ処理処分事業の経営形態の改革による徹底したコスト削減などを図った上での手数料の見直しについて検討を進めます。

また、処分手数料を上乗せした有料指定袋制度の導入や、事業系ごみの 10 kg未満無料規定の見直しについても検討を進めます。

2 市民・事業者との連携の推進

(1) 家庭系ごみの減量等推進

- 古紙・衣類の分別収集（再掲）
- ごみゼロリーダーとの連携（再掲）
- 環境事業センターにおける取組（再掲）

なお、マタニティウェア・ベビー服・子ども服は、電話申込みにより職員がご家庭まで引き取りに伺います。

- ごみ減量に関する講演会や見学会の開催、「レジ袋削減協定」の締結（再掲）

* 拡大生産者責任〔EPR (Extended Producer Responsibility) 〕

生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方。具体的には、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄等の後に生産者が引取りやリサイクルを実施することなどが含まれる。OECD（経済協力開発機構）では、2000（平成 12）年に加盟国政府に対するガイダンス・マニュアルを策定しています。（環境省「平成 23 年版環境白書」より）

- 資源ごみ・容器包装プラスチック等の分別排出を促進するとともに、分別収集の拡大に努めます。

これまでも資源ごみや容器包装プラスチックの収集日に、対象品目以外のものが多く混入されたごみ袋が排出されている場合は、日時や収集できない理由等を記入した「啓発シール」をごみ袋に貼付し、残置（ごみを収集せず、分別の上でそれぞれのごみの収集日に排出していただく等を求める対応）や適正な排出方法の啓発等を個別に実施しています。

更なる分別排出の徹底に向けて、資源ごみの対象品目や新たに分別対象品目となる古紙・衣類が多く混入された状態で排出されている普通ごみについても残置の実施を検討します。
- 許可業者が収集しているアパート・マンションについても、居住者に「中身の見えるごみ袋」の使用及び資源ごみ・容器包装プラスチック・古紙・衣類の分別排出に協力していただくため、アパート・マンションの所有者・管理者に分別排出の促進についての普及啓発を図ります。また、許可業者に対して、分別排出されているアパート・マンションについては、分別収集を確実にを行うよう要請するとともに指導徹底を図ります。
- 資源集団回収活動の活性化を図る観点から、各戸回収方式による集団回収に対応できる再生資源業者を大阪市のホームページにて掲載し、資源集団回収活動の取組を促進する等、紙ごみ等のリサイクルを更に推進します。

また、資源集団回収活動に功績のあった団体の表彰を実施します。
- ごみ減量を推進し、市民のリサイクルに対する意識を一層高めるため、市民が排出する紙パック、使用済み乾電池・蛍光灯管・水銀体温計・インクカートリッジについて拠点での回収を実施します。

また、拠点回収場所や自主的に紙パック・トレイ等を回収している店舗を紹介するリサイクルマップをホームページに掲載し、市民が自主的にリサイクルを行える体制の構築に努めます。
- 大阪市廃棄物減量等推進審議会並びに「ごみ減量推進組織研究会」の提言により設立された特定非営利活動法人「ごみゼロネット大阪」をはじめ、様々なNPOと連携しながら、市民・事業者の自主的なごみ減量の取組を促進します。
- 一人暮らしのおとしよりやおとしよりの世帯、障がいのある方が居住されているご家庭で、ごみの持ち出しが困難な方々を対象に、ごみの持ち出しサービス（ふれあい収集）を実施します。

なお、ふれあい収集の際には、声をかけさせていただき、返事がない、ごみが出されていないという場合には、ご希望により環境事業センターから、あらかじめ登録いただいた連絡先に安否確認していただくよう通報するサービスも実施します。
- ごみ収集車等を活用した作業エリアのパトロール（事件等の早期発見や犯

罪の未然防止に留意しつつ、ごみ収集業務に従事する）を実施し、事件・事故等で市民の危険を発見した場合や市民から救助を求められた場合に、一時保護、関係機関への連絡といった緊急時の初期対応を行うなど、日常業務の中で市民の安全確保に向けた取組を実施します。

(2) 事業系ごみの減量等推進

- 資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止（再掲）
- 市長が定める多量の事業系廃棄物を生ずる建築物（特定建築物）*の所有者や管理者に対し「廃棄物の減量推進及び適正処理に関する計画書」の提出を義務付けるとともに、立入調査の実施や講習会の開催等を行います。
また、廃棄物の減量推進・適正処理に顕著な功績をあげている特定建築物を対象に「ごみ減量優良標」を贈呈するとともに、一定期間連続して贈呈された特定建築物を対象に表彰（市長表彰・環境局長表彰）を実施します。
- 排出事業者に対して一般廃棄物と産業廃棄物の適正区分・適正処理を求めるとともに、水際での対策として焼却工場における展開検査を実施し、搬入不適物が発見されれば収集業者に排出状況等の確認、指導を行い、状況に応じてごみを排出した事業者に対して、個別に適正処理方法の啓発と指導を行います。
- ごみ減量・リサイクル促進のための情報を収集するとともに、その情報発信に努め、資源化可能物のリサイクルルートへの誘導に努めます。
また、業種ごとの具体的なごみ減量の取組方法とその普及啓発について検討します。
- ごみ減量に関する講演会の開催、「レジ袋削減協定」の締結（再掲）
- 本市関連施設におけるごみ減量の推進（再掲）

(3) まちの美化

- 清潔で美しいまちづくりを推進するため、ターミナルや繁華街等で指定している「ノーポイモデルゾーン」内で活動している「まち美化パートナー」に支援を行います。また、市内各地域で実施されている清掃ボランティア活動に対し、清掃用具の交付や表彰の実施等で、ボランティア団体の定着と活性化を図るとともに、新たな担い手を発掘し、清掃ボランティアの新規拡充を図るため、まち美化パートナー制度や清掃用具交付制度の周知等を行い、広く市民・事業者へ清掃活動への協力を要請します。

*市長が定める多量の事業系廃棄物を生ずる建築物（特定建築物）（平成25年2月1日現在）

1. 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第2条に規定する特定建築物
2. 事務所の用途に供される部分の延床面積が1,000平方メートル以上の建物
3. 製造工場・倉庫の用途に供される部分の延床面積が3,000平方メートル以上の建物
4. 「大規模小売店舗立地法」第2条第2項に規定する大規模小売店舗
5. その他、市長が特に必要と認める建物

- 市民・事業者・行政の連携によるまちの美化を推進するため、市内各所を一斉に清掃するイベントとして「大阪マラソン“クリーンUP”作戦」を開催し、まちの美化を訴えるとともに、広く市民・事業者へ清掃活動への協力を要請します。
- 幹線道路の車道や植樹帯、ターミナル等の散乱ごみの清掃を計画的に実施します。また、街頭ごみ容器について、配置の適正化を図りながら維持管理を行います。
 更に、ごみの不法投棄を未然に防止するためのパトロールを実施するとともに、不法投棄ごみを迅速に処理します。
 なお、本市では、自動販売機で飲料を販売する事業者に対し、回収容器の設置及びその適正管理を「大阪市空き缶等の投げ捨て等の防止に関する条例（ポイ捨て防止条例）」で義務付けています。
- 快適な水環境を維持するため、市管理河川等の水面清掃を行います。

(4) 路上喫煙対策

大阪市では、市民の安全、安心で快適な生活環境の確保を目的として、路上喫煙を防止し、喫煙マナー・モラルの向上を図るため、「大阪市路上喫煙の防止に関する条例（路上喫煙防止条例）」を定めています。

市長が指定する「路上喫煙禁止地区」において、違反者から過料（1,000円）を徴収するとともに、それ以外の地域において、市民・事業者団体の自主的な路上喫煙防止活動への支援と協働を推進する「たばこ市民マナー向上エリア制度」事業を実施し、「路上喫煙禁止地区」の拡大等、路上喫煙対策の推進を図ります。

3 民間化・広域化の推進

「廃棄物処理法」では、市町村はその区域内の一般廃棄物の処理責任を負うことが位置付けられています。新たな大都市制度の構築に向けて今後もこの責任を果たしつつも、「民でできることは民へ」「広域化による更なる効率化」等を前提に、ごみ収集輸送の民間化、処理処分（焼却等）の広域化・効率化を進め、一層のコスト削減を図ります。

4 適正処理の推進

市民・事業者のみなさんと連携した3Rの取組を進めた上で最終的に排出されるごみについては適正な処理処分を行うことが必要であり、そのための安全かつ安定した処理処分体制の維持と環境負荷の低減に努めます。

5 環境への配慮

- ごみ減量・リサイクルの推進、廃棄物処理事業の実施にあたっては、環境に

十分配慮し、「大阪市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕」に基づき温室効果ガスの排出削減に努めます。

- 環境配慮行動の積極的な推進を図るため、構築済みの環境マネジメントシステムを適正に運用します。また、焼却工場においては、国際環境規格 ISO14001*の認証を継続し、総合的な運転管理の質の向上を図りながら環境に配慮した操業を行います。
- 焼却余熱による発電など、エネルギーの有効利用に努めます。
- ごみ収集車両にエコカー**を使用する等、低公害化に努めます。

6 調査・研究

- ごみのバイオマス利用

都市においては、バイオマス***である生ごみが多く発生していますが、地球温暖化防止に向けた温室効果ガスの削減や循環型社会の形成に向け、生ごみ等の利活用が求められており、近年、焼却処理より効率的にエネルギーの回収が可能なメタン化等の研究が進められています。

大阪市では、平成 23 年度から生ごみのリサイクルや有効利用を促進するため、建設局下水処理場の既設の消化槽に生ごみを投入してメタンを主成分とするバイオガスが発生させる実験を行っており、生ごみと下水汚泥の混合消化による影響等について調査・研究を進めています。

- 小型電気電子機器のリサイクル

小型電気電子機器には、貴金属やレアメタルなどの有用金属が含まれており、資源の乏しい我が国では、そのリサイクルの重要性が高まっています。

大阪市では、平成 23 年 10 月から、金属類の再資源化や焼却処分の減量を図ることを目的として、福島区・此花区・西淀川区において「小物金属類」の分別収集を試行実施しており、小物金属類のうち有用金属を含む携帯電話やゲーム機などの小型電気電子機器の排出状況についても調査を行っています。こうした取組で明らかとなった課題等を踏まえつつ、大阪市の実情に見合った小型電気電子機器のリサイクルを検討します。

また、平成 25 年 4 月に施行される「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」への対応について、国の動向等も踏まえ検討を進めます。

*国際環境規格 ISO14001

国際標準化機構が発行した「環境マネジメントシステム」（環境を管理・改善する仕組み）に関する国際規格。

**エコカー

天然ガス自動車、ハイブリッド自動車など低公害かつ低燃費の自動車のことをいう。（「大阪市公用車エコカー導入指針」より）

***バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもある。（環境省「平成 23 年版環境白書」より）

○ 廃プラスチックのリサイクル

現行の「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」（以下、「容器包装リサイクル法」という。）では、同一製品・同一素材のプラスチックであっても、排出場所や用途により同法の対象にならないという問題があります。また、一方では、温室効果ガスの削減を図る上で、プラスチックごみのより一層の削減（発生抑制）が重要であり、「容器包装リサイクル法」の対象とならないプラスチック類についても、全国都市清掃会議や他都市とも連携を図りつつ、国に対して法改正等の要望を行うとともに、2Rに重点をおいた啓発に努めます。

○ 域内循環

消費地であると同時に生産地である大阪市域では膨大な資源が消費されています。こうした大阪市の特徴を活かし、市域内で資源が循環する域内循環の取組について研究を行います。

○ ごみ焼却時の熱回収の促進と新たな技術や課題への対応

今後、焼却工場の建替えを行う場合にも、高効率発電を行うなど、積極的に余熱利用を図ります。

また、適正かつ安定した事業を推進するため、焼却灰の有効利用に関する調査研究や新焼却工場における新たな処理システム等、廃棄物の処理処分にかかる新たな技術や課題について調査研究を進めます。

○ 最終処分量の削減

最終処分量の一層の削減に向けて、焼却灰の有効利用にかかる新しい技術について、技術開発の動向や経済性、処理副産物の活用先等の諸問題に関する調査研究を進めます。

VI ごみの処理

大阪市が主体となるごみ処理は次のとおりです。

国の施策や社会経済情勢、更には新しい大都市制度への移行など、本「基本計画」の推進にあたり大きな変化が生じた場合は見直しを行います。

1 収集運搬

(1) 家庭系ごみ

- ① 大阪市が直営または委託により収集するごみの収集区分及び頻度
 - 普通ごみ 週2回収集
 - ・ 台所ごみ、せともの等のほか、最大の辺又は径が 30cm 以内のものあるいは棒状で 1 m 以内の分別収集対象品目以外のもの
 - 資源ごみ 週1回収集
 - ・ 空き缶、空きびん、ペットボトル及び金属製の生活用品
 - 容器包装プラスチック 週1回収集
 - ・ ペットボトルを除くプラスチック製容器包装廃棄物
 - 古紙 月2回収集
 - ・ 新聞（折込チラシを含む）、段ボール、紙パック、雑誌、その他の紙
 - ・ 平成 25 年 10 月から全市域において実施することとし、平成 25 年 2 月から北区、都島区、中央区、浪速区、東成区、生野区において、先行的に実施する。
 - 衣類 月2回収集
 - ・ 衣類
 - ・ 平成 25 年 10 月から全市域において実施することとし、平成 25 年 2 月から北区、都島区、中央区、浪速区、東成区、生野区において、先行的に実施する。
 - 粗大ごみ
 - ・ 最大の辺又は径が 30cm を超えるものあるいは棒状で 1 m を超えるもの、家庭の引越しや、大掃除等で一時的に大量に出されるもの
 - ・ 粗大ごみ収集受付センター等に申し込み、品目に応じた手数料の「粗大ごみ処理手数料券」を購入する。購入した「粗大ごみ処理手数料券」に受付番号又は氏名を記入し、品目ごとに貼り付けて指定された収集日に排出する。
 - ・ 民間委託を段階的に進め、平成 26 年度に全市実施する。
 - 小物金属類
 - ・ 最大の辺又は径が 30cm 以内のものあるいは棒状で 1 m 以内のもののうち、アイロン、電話機、オーブントースター等の小型電気製品や傘等の金属混合物
 - ・ 粗大ごみ収集受付センター等に申し込みを行い、指定された収集日に排出する。

- ・ 小物金属類は、福島区、此花区、西淀川区において、分別収集を試行実施する。

○ ごみの管路輸送（空気輸送）

森之宮第2市街地住宅に設置している管路輸送施設については平成25年1月に廃止し、普通ごみ収集に移行しており、南港ポートタウンに設置している管路輸送施設については、平成26年度中の廃止を予定している。

② ①以外の方法

- ごみの排出者自らが処理施設へ搬入する。
- 排出者の意向により、許可業者が収集運搬し、処理施設へ搬入する。
- これらのほか、製造メーカー等が自主的にリサイクルを行うものについては、そのルートへの誘導を図る。

③ ごみの排出指定

普通ごみ、資源ごみ、容器包装プラスチック、衣類並びにごみ袋に入れて出される粗大ごみ、小物金属類、古紙の排出にあたっては、「中身の見えるごみ袋」の使用を指定します。

(2) 事業系ごみ

① 大阪市処理施設への搬入方法

- ごみの排出者自らが搬入する。
- 許可業者が市域内の排出者との直接契約に基づき収集運搬し搬入する。
- 排出者の意向により大阪市との契約によるもの、並びに少量排出事業者から排出されるものは大阪市が収集運搬する。

② ごみの排出指定

ごみ袋により排出する場合は、「中身の見えるごみ袋」の使用を指定します。

(3) 環境系ごみ

○ 道路清掃

主要幹線道路、市民協力の困難な場所等において、必要な清掃を行います。

○ 街頭容器ごみ

市が必要と認める場所に街頭ごみ容器を設置し、適切に維持管理します。

○ 不法投棄ごみ

迅速かつ適正に処理するとともに、市民のボランティア清掃により集められたごみの処理を行います。

また、道路上で死んでいる犬や猫等の死体を収集し適正に処理します。

○ 不法投棄防止対策

不法投棄防止看板の設置、地元市民への協力依頼等、不法投棄されにくい環境づくりに努めるとともに、土地管理者の管理義務を履行するよう指導します。

また、あいりん地域における特に不法投棄が多発する場所を対象に、人感センサー付照明灯や監視カメラを設置し、環境改善に取り組みます。

さらに、市民のモラル向上を喚起するため、広報活動を行います。

○ 河川の水面清掃

大阪市が管理する河川等を対象に、水面に浮遊するごみを収集します。

(4) 拠点回収等

市民が排出する紙パックや、使用済み乾電池・蛍光灯管・水銀体温計・インクカートリッジ、マタニティウェア・ベビー服・子ども服については、回収場所を設け拠点回収を行います。なお、マタニティウェア・ベビー服・子ども服は、電話申込みにより職員がご家庭まで引き取りに伺います。

(5) 胞衣等処理事業

病院等から排出される胞衣等や、ペットとして飼われている犬や猫等の死体の処理を適正に行います。実験動物等については許可業者が収集し民間施設等にて処理を行います。

2 処理処分

(1) 処理処分の広域化

ごみの処理処分はこれまで大阪市が直営で行ってききましたが、大阪市、八尾市、松原市による一部事務組合の設立など広域化を進めることとします。

なお、一部事務組合設立後も民間委託化等を推進し、更なる効率化をめざすとともに、ごみ量の推移等に基づき、現在の9工場体制から6工場稼働体制をめざすこととします。

(2) 中間処理

① 焼却処理

ア 適正処理

○ 3Rを推進した上で、なおかつ排出されるごみについては焼却処理を行い、ごみの減容化・減量化を図ります。

○ 焼却工場の操業にあたっては、ダイオキシン類削減対策や公害防止対策に万全を期すなど、常に環境への負荷の低減に努めるとともに、省エネルギー化や焼却余熱の熱回収に積極的に取り組み、効率的な運転を推

進みます。また、焼却工場においては、国際環境規格 ISO14001 の認証を継続し、総合的な運転管理の質の向上を図りながら環境に配慮した操業を行います。

イ 施設整備

適正で安定した処理体制を維持する観点から、老朽化が進む焼却工場等について、休廃止を含め計画的な建替整備を進めます。

なお、ごみ量の推移等に基づき、現在の9工場体制から6工場稼働体制をめざします。

② 資源化

ア 破碎処理

粗大ごみ等は破碎処理を行い、破碎処理後の金属を回収し資源化を行います。

イ 資源ごみ中継地

- 資源ごみ中継地に搬入した資源ごみを、民間選別施設にて選別、圧縮・減容し、再資源化事業者へ引き渡すことにより資源化を行います。
- 許可業者が収集するアパート・マンションから排出された資源ごみについては、焼却工場に設置したコンテナ等に搬入し、再資源化事業者へ資源化を委託します。

ウ 容器包装プラスチック中継施設

- 容器包装プラスチック中継施設に搬入した容器包装プラスチックを、民間施設にて異物除去を行った上で圧縮・梱包し、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引き渡すことにより資源化を行います。
- 許可業者が収集するアパート・マンションから排出された容器包装プラスチックについては、焼却工場に設置したコンテナ等に搬入し、再資源化事業者へ資源化を委託します。

エ 民間再資源化施設

- 古紙、衣類は、収集したものを直接、再資源化事業者へ引き渡すことにより資源化を行います。

(3) 最終処分

大阪市唯一の最終処分地である北港処分地（夢洲）の延命化に努めるとともに、「大阪湾フェニックス計画」*に参画します。

*大阪湾フェニックス計画

大阪湾広域臨海環境整備センターが行う大阪湾圏域における廃棄物の広域処分計画。「広域臨海環境整備センター法」に基づき、近畿圏の2府4県を処理対象区域とする「大阪湾フェニックス計画」が推進されています。

3 施設一覧（平成25年2月1日現在）

＜表5＞ 環境事業センター

名称	所管区域	所在地
北部環境事業センター	北区・都島区	北区同心 2-8-14
東北環境事業センター	淀川区・東淀川区	東淀川区上新庄 1-2-20
城北環境事業センター	旭区・城東区・鶴見区	鶴見区焼野 2-11-1
西北環境事業センター	福島区・此花区・西淀川区	西淀川区大和田 2-5-66
中部環境事業センター	天王寺区・東住吉区	東住吉区杭全 1-6-28
中部環境事業センター出張所	中央区・浪速区	浪速区塩草 2-1-1
西部環境事業センター	西区・港区・大正区	大正区小林西 1-20-29
東部環境事業センター	東成区・生野区	生野区巽中 1-1-4
西南環境事業センター	住之江区・住吉区	住之江区泉 1-1-111
南部環境事業センター	阿倍野区・西成区	西成区南津守 5-5-26
東南環境事業センター	平野区	平野区瓜破南 1-3-40

＜表6＞ 焼却工場

名称 所在地	規模	処理能力	竣工	余熱利用
森之宮工場 城東区森之宮 1-6-11	300t/日 ×3基	720t/日	昭和43年度	近隣施設に蒸気供給
大正工場 大正区南恩加島 1-11-24	300t/日 ×2基	520t/日	昭和55年度	発電(3,000kW):近隣施設に送電
住之江工場 住之江区北加賀屋 4-1-26	300t/日 ×2基	520t/日	昭和63年度	発電(11,000kW):住之江下水処理場ほか近隣施設に送電
鶴見工場 鶴見区焼野 2-11-5	300t/日 ×2基	600t/日	平成元年度	発電(12,000kW):近隣施設に送電
西淀工場 西淀川区大和田 2-5-68	300t/日 ×2基	600t/日	平成6年度	発電(14,500kW):エルモ西淀川ほか近隣施設に送電・蒸気供給
八尾工場 八尾市上尾町 7-1	300t/日 ×2基	600t/日	平成6年度	発電(14,500kW):八尾市立衛生処理場に送電・八尾市立屋内プールに蒸気供給
舞洲工場 此花区北港白津 1-2-48	450t/日 ×2基	900t/日	平成13年度	発電(32,000kW):舞洲スラッジセンターに蒸気供給
平野工場 平野区瓜破南 1-3-14	450t/日 ×2基	900t/日	平成14年度	発電(27,400kW):リフレウリわりほか近隣施設に送電
東淀工場 東淀川区南江口 3-16-6	200t/日 ×2基	400t/日	平成21年度	発電(10,000kW)

注1:ダイオキシン類削減対策としてCO(一酸化炭素)濃度低減運転による維持管理を実施している中で、森之宮(注2参照)・大正・住之江工場については、処理能力が公称能力を下回っています。

注2:森之宮工場については、平成25年1月に停止。また、大正工場については、平成26年度中に停止予定。

注3:八尾工場の規模・処理能力については、八尾市との行政協定に基づき八尾市の区域内で生じる可燃性ごみの処理量(日量250t)を含みます。

注4:リフレウリわりについては、一時閉館中。(平成25年2月現在)

<表7> 破碎施設

名称	規模	竣工	備考
大正工場破碎施設	回転式 140t/5h せん断式 50t/5h	昭和62年度	大正工場に併設
舞洲工場破碎設備	回転式 120t/5h 低速回転せん断式 50t/5h	平成13年度	舞洲工場内に設置

<表8> 資源ごみ中継地

名称	竣工	所在地
鶴見中継地	平成6年度	大阪市鶴見区焼野 2-11-1 環境局鶴見工場敷地内
西北方面中継地	平成6年度	大阪市西淀川区大和田 2-5-66 環境局西淀工場敷地内
西南方面中継地	平成6年度	大阪市大正区南恩加島 1-11-24 環境局大正工場敷地内
東南方面中継地	平成6年度	大阪市平野区瓜破南 1-3-40 環境局平野工場敷地内
東北方面中継地	平成13年度	大阪市東淀川区南江口 3-16-6 環境局東淀工場敷地内

<表9> 容器包装プラスチック中継施設

名称	竣工	所在地
舞洲中継施設	平成13年度	大阪市此花区北港白津 1-2-48 環境局舞洲工場敷地内
住之江中継施設	平成13年度	大阪市住之江区北加賀屋 4-1-26 環境局住之江工場敷地内
西淀中継施設	平成15年度	大阪市西淀川区大和田 2-5-66 環境局西淀工場敷地内
鶴見中継施設	平成15年度	大阪市鶴見区焼野 2-11-1 環境局鶴見工場敷地内
平野中継施設	平成17年度	大阪市平野区瓜破南 1-3-40 環境局平野工場敷地内
東淀中継施設	平成22年度	大阪市東淀川区南江口 3-16-6 環境局東淀工場敷地内

<表10> 管路輸送施設

名称	所在地	設置場所	導入年月
管路輸送センター	住之江区南港中 6-2	森之宮第2市街地住宅(城東区森之宮)	昭和51年6月
		南港ポートタウン(住之江区南港中)	昭和52年11月

注1：森之宮第2市街地住宅に設置している管路輸送施設については、平成25年1月の森之宮工場停止に伴い廃止。

注2：南港ポートタウンに設置している管路輸送施設については、平成26年度中に廃止予定。

<表 11> 最終処分地
埋立処分場

名称	位置	埋立開始年月	規模
北港処分地南地区 (夢洲)	此花区夢洲東1丁目地先	昭60年6月	(埋立面積) 731,000㎡ (埋立容量) 11,690,000㎥
大阪湾広域臨海 環境整備センター 大阪沖埋立処分場	此花区北港緑地地先	平21年10月	(埋立面積) 950,000㎡ (埋立容量) 14,000,000㎥

注1:北港処分地南地区(夢洲)の規模は、当初計画の埋立面積及び埋立容量を表します。

注2:大阪沖処分場における埋立面積は当初計画における同処分場の全面積を表し、埋立容量は同処分場の廃棄物分全量を表します。

中継基地

名称	所在地
大阪湾広域臨海環境整備センター大阪基地	西淀川区中島2-10-100

<表 12> 胞衣等

名称	所在地
木津川事務所	大正区南恩加島1-11-35

<表 13> 啓発施設等

名称	所在地
大阪市立環境学習センター (生き生き地球館)	鶴見区緑地公園2-135
大阪環境産業振興センター (おおさかATCグリーンエコプラザ)	住之江区南港北2-1-10 ATC(アジア太平洋トレードセンター)・ITM棟 11階西側

Ⅶ 適正処理対策

1 事業系廃棄物の適正区分・適正処理の推進

事業系廃棄物の適正区分・適正処理の推進（再掲）

2 排出禁止物の指定

収集車両の火災事故、処理施設の故障の原因となる危険物等については、「条例」第18条*により「排出禁止物」として指定しています。それらの処理については、民間の処理相談窓口等により回収・処理されるよう普及啓発に努めます。

3 適正処理困難物対策

「廃棄物処理法」第6条の3第1項の規定により、適正処理が困難なものとして指定された廃棄物**について、適正処理の促進を図るよう関係業界との協議や国への要望を行います。

4 医療系廃棄物の取扱い

在宅医療に伴う注射器等については、耐貫通性のある容器に入れ治療を受けている医療機関に返却するよう啓発を行います。

5 特別管理一般廃棄物

- 感染性一般廃棄物の処理は、排出事業者責任を基本とし、特別管理産業廃棄物処理業者のうち感染性廃棄物を取り扱うことができる業者が行うものとし、ます。
- 「廃棄物処理法」施行令第1条第1号に掲げるもの***に含まれるポリ塩化ビフェニル（PCB）を使用する部品の処理は事業者責任で行うものとし、ます。
- 「廃棄物処理法」施行規則第1条に規定するごみ処理施設****から生じるばいじんの処理は大阪市が行います。

6 市域外ごみ対策

大阪市に処理責任のない市域外ごみについては、処理施設における展開検査や排出源調査を実施することにより適正搬入対策を継続します。

* 条例第18条

（排出禁止物）

第18条 土地又は建物の占有者は、本市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。

- (1)有害性のある物、(2)危険性のある物、(3)引火性のある物、(4)著しく悪臭を発生する物、(5)特別管理一般廃棄物、(6)前各号に掲げるもののほか、本市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は本市の処理施設の機能に支障が生ずる物

** 廃棄物処理法第6条の3第1項の規定により指定された廃棄物

- (1)廃ゴムタイヤ（自動車用）、(2)廃テレビ受像機（25型以上）、(3)廃電気冷蔵庫（250リットル以上）、(4)廃スプリングマットレス〔(2)(3)は家電リサイクル法適用〕（平成25年2月1日現在）

*** 廃棄物処理法施行令第1条第1号に掲げるもの

廃エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジ（平成25年2月1日現在）

**** 廃棄物処理法施行規則第1条に規定するごみ処理施設

大阪市の焼却工場

7 大阪市で収集しないもの

- 「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」が定める特定家庭用機器廃棄物（エアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機の4品目）。

なお、家庭で使用済みとなったパーソナルコンピュータ（ディスプレイを含む）については、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」の趣旨に則り、製造メーカー等に引渡すよう、市民に普及啓発を行います。

- 危険なものや処理が困難なもの

例：有害な薬品類、ガスボンベ、消火器、バッテリー、ガソリン、灯油、シンナー、廃油、オートバイ、ミニバイク、金庫（手提げ金庫を除く）、ピアノ、自動車用タイヤ、塗料 等

VIII 災害対策

地震や風水害等自然災害の発生により、一時的に大量に発生したごみの処理については、衛生的で快適な生活環境を保持する観点から、「大阪市地域防災計画」で定める「災害応急対策計画」に基づき、迅速かつ適切な対応を図ります。

また、近隣市町村等において自然災害等が発生し、当該市町村からごみ処理の要請があった場合は、被災された地域住民の衛生的な生活環境を保持するための行政間協力という見地から、大阪市のごみ処理能力の範囲内で災害ごみの受入と適正処理を実施します。

IX 計画の進行管理

- 本「基本計画」の進捗状況については、PDCA（計画・実行・評価・見直し）サイクルにより、できるだけ短期間ごとに検証を行い、その結果を大阪市ホームページに掲載するなど、積極的な情報公開に努めます。
- 本「基本計画」の進捗状況の検証を行なったうえで必要な対応策等については、毎年度策定する「大阪市一般廃棄物処理実施計画」（以下、「実施計画」という。）の施策に反映することによってフォローアップを図ります。
- 本「基本計画」の進捗状況の検証や実施計画の策定に資するため、基礎調査を定期的に継続して実施し、ごみの組成や排出状況の把握等に努めます。（再掲）
- 国の施策や社会経済情勢、更には新たな大都市制度への移行など、本「基本計画」の推進にあたり大きな変化が生じた場合は見直しを行います。（再掲）

X 生活排水（し尿等）処理

大阪市の水洗化率は平成20年度末でほぼ100%を達成していますので、「し尿等の収集運搬・処理処分計画」については、毎年度策定する実施計画で定めます。